

神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（第25回）

日時：令和4年1月21日（金）16時
場所：市役所1号館14階大会議室

議 事 次 第

1. 報告事項

- 危機管理部
- 健康部

2. 市長指示

※報道機関は退出願います。

3. 対応方針

- 健康部
- 危機管理部
- 学校部
- こども家庭部
- 福祉部
- 経済観光部
- 行財政部
- 消防部

4. その他

【お願い】

Web会議の円滑な進行のため、発言される際は所属等を名乗ってください。
また、大きな声ではっきりと発言してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 患者発生状況

(1) 患者数（感染者累計：31,646件）（1月20日時点）

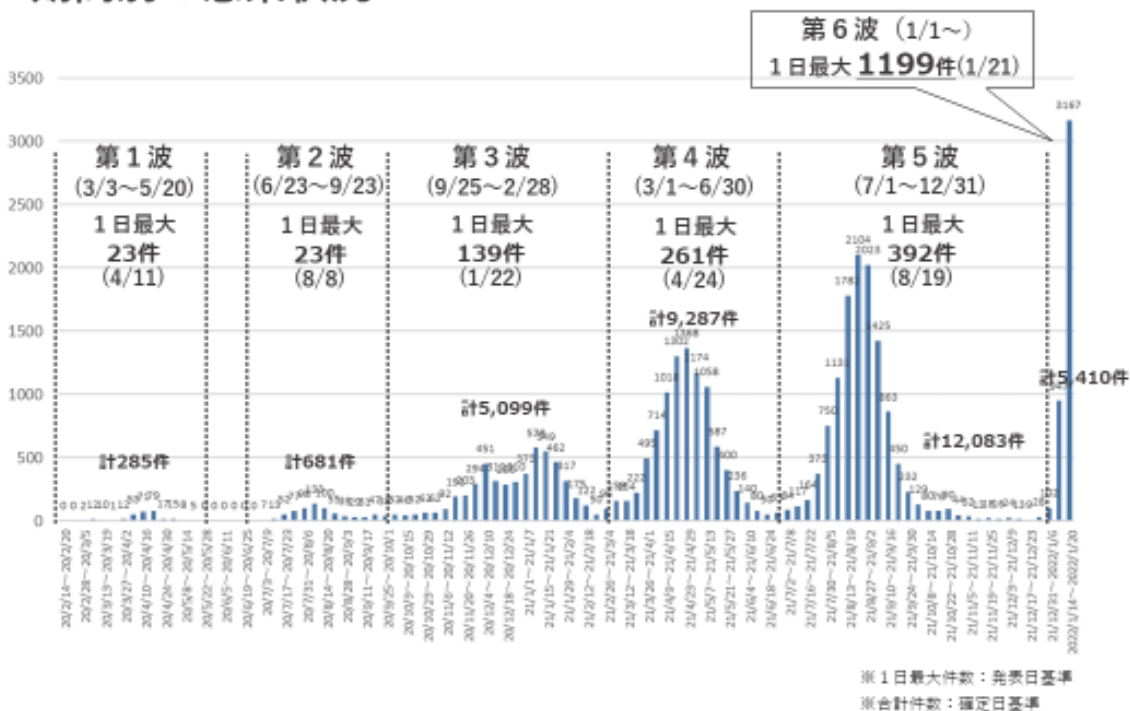
※過去最多：1月20日 895人

●直近の状況（発表日ベース）

1/17 ~ 3548人 前週の同日比（累計） +2688人 +313%

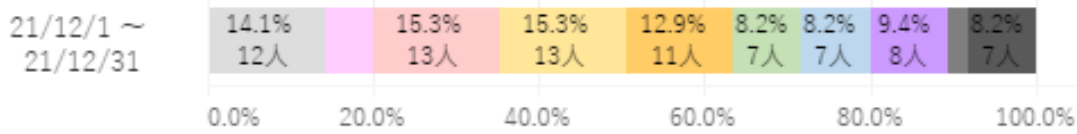
	期間	月	火	水	木	金	土	日
今週	1/17~1/23	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23
	感染者数	231	509	714	895	1199		
	累計/週	231	740	1454	2349	3548		
	先週比（累計）	+186	+660	+1181	+1786	+2688		
	先週比（%）	+413%	+825%	+433%	+317%	+313%		
先週	1/10~1/16	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16
	感染者数	45	35	193	290	297	373	386
	累計/週	45	80	273	563	860	1233	1619
先々週	1/3~1/9	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9
	感染者数	1	9	22	28	52	82	50
	累計/週	1	10	32	60	112	194	244

期間別の感染状況

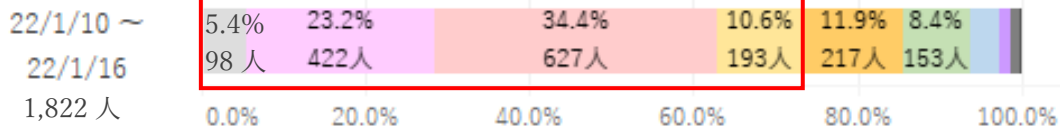


(2) 年代別の感染状況・重症度

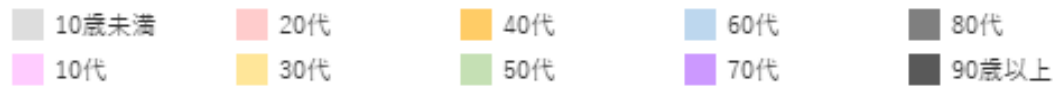
▼先月の状況



▼前週の状況

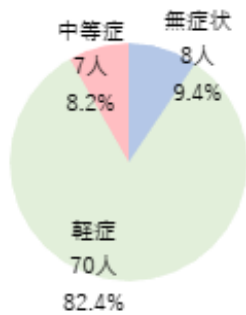


<凡例>



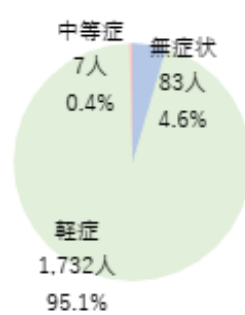
▼先月の状況

21/12/1 ~ 21/12/31



▼前週の状況

22/1/10 ~ 22/1/16



<凡例> 無症状 (light blue), 軽症 (light green), 中等症 (light red)

(注) 発症届受理日を基準。

直近の状況は、新規感染者は 30 代以下で約 7 割を占めており、重症度については、感染者の多くが軽症・無症状となっているが、

- ・症状が軽いため、医療機関で受診せず、気づかないうちに感染拡大の恐れがある。
- ・軽症であっても、後遺症が出ている割合が多い。
- ・感染者が増加すれば、中等症・重症者の割合が低くても患者数は増加し、医療逼迫を招く恐れがある。

(3) クラスターの発生状況

・クラスターの発生状況としては、1月20日現在、累計で269件。

	件数							人数	
	第1波 3/3~5/20	第2波 6/23~9/23	第3波 9/25~2/28	第4波 3/1~6/30	第5波 7/1~12/31	第6波 1/1~	件数合計	人数	割合
保育所・学校	1	3	10	25	35	10	84	843	19.5%
高齢・障害福祉施設	1	2	18	48	12	0	81	1559	36.0%
病院	2	1	14	16	6	0	39	1262	29.2%
公的機関	2	0	2	1	2	0	7	65	1.5%
民間事業所	0	0	5	11	23	1	40	434	10.0%
酒類提供飲食店	0	2	5	2	4	0	13	120	2.8%
スポーツ・娯楽施設	0	0	4	1	0	0	5	44	1.0%
合計	6	8	58	104	82	11	269	4,327	100%

2 医療提供体制

入院・入所・自宅療養者数の直近の比較

	直近の状況 第6波(R4.1~)			【参考】過去の入院・入所患者ピーク				
				第5波 (R3.7~R3.12)	第4波 (R3.3~6)	第3波 (R2.9~R3.2)	第2波 (R2.6~9)	第1波 (R2.3~5)
	1/20	1/13	差	9/2	5/15	12/9	8/23	4/25
入院・入所患者	593人	248人	+345	532人	429人	304人	96人	140人
入院患者数	183人	120人	+63	284人	276人	170人	72人	106人
（うち重症）	(0人)	(0人)	—	(18人)	(23人)	(11人)	(8人)	(9人)
宿泊療養施設入所患者	410人	128人	+282	248人	153人	134人	24人	34人
自宅療養者	1632人	158人	+1474	936人	288人	—	—	—
療養先調整中	1594人	370人	+1224	1165人	1509人	254人	36人	—

※市内在住者の数字

(1) 入院の現状

①入院の状況

1月20日現在で病床使用率は61%(205/337床)、自宅療養者数は1,632人、療養先調整中患者数は1,594人となっている(市外在住者を含む)。

②重症患者病床使用率(1/20時点) 23%(11床/47床)

うち重症者 0%(0/47床)

(2) 宿泊療養施設の現状

施設名	入所状況	
	(1/20時点)	
ニチイ神戸 ポートアイランドセンター宿泊棟 令和2年4月11日～	83/100室 83%	446/584室（5施設合計） 76.3%（1月20日時点）
東横INN 神戸三ノ宮駅市役所前 令和2年8月19日～	77/110室 70%	
東横INN 神戸三ノ宮 I 令和2年12月19日～	75/88室 85%	
ホテルサンルートソプラ 神戸アネッサ 令和3年8月20日～	109/138室 79%	
ポートタワーホテル 令和3年9月18日～	102/148室 69%	
ホテルサンルートソプラ神戸 令和4年1月21日～	0/176室 0%	※感染拡大に伴い1月21日より運用開始

※市外在住者含む

※1月21日～

ホテルサンルートソプラ神戸（176室）開設により、6施設合計760室

3 医療提供体制の確保

(1) 病床の確保

- ・国の病床確保方針を踏まえ兵庫県と連携し、さらなる病床確保を行い、現時点で受入可能な病床は337床（うち重症病床47床）。
- ・感染拡大時には、通常医療の制限や公的病院への要求・要請により、最大411床（うち重症病床53床）を確保。
(新たな医療提供体制確保計画に基づき、兵庫県全体の確保病床数は1,357床から1,417床に増加。)

(参考)

- ・第5波における最大使用率：94%（8/20、8/28、8/31、9/6）

- ・重症病床の確保状況

【現在】47床

(内訳) 中央市民病院 36床・神戸大学医学部附属病院 6床・民間病院 5床

【感染拡大時】53床

(内訳) 中央市民病院 36床・神戸大学医学部附属病院 12床・民間病院 5床

(2) 早期対応による重症化防止の強化

① 自宅療養者への早期診療対応 (外来受入医療機関の拡充)

自宅療養者の早期対応をより強化するため外来受入医療機関を拡大した (15→20 医療機関)。

② 宿泊療養の強化

- ・入所受入れの拡大

感染拡大に伴い、1月21日より6施設目の宿泊療養施設(ホテルサンルートソプラ神戸(176室))を運用開始し、計760室に拡大。

- ・酸素投与設備の設置

入所者の入院調整中に酸素投与が必要となった場合に備えて、大きな流量(5ℓ以上の投与にも対応可能)の酸素供給設備を3施設で55名分設置した。

(内訳)

サンルートソプラ神戸アネッサ 16名分

神戸ポートタワーホテル 15名分

ニチイ神戸ポートアイランドセンター 24名分

(3) 後遺症対策

① 後遺症相談ダイヤル (令和3年11月1日～)

倦怠感や息苦しさなどの後遺症に関する悩みを抱えている方への相談窓口として、後遺症に関する不安や悩み等の相談、医療機関等の案内を行っている。

- ・相談件数：283件(1月19日現在)
- ・後遺症対応医療機関数：191か所

② 後遺症の実態調査

コロナ治癒後の現状の把握や「後遺症相談ダイヤル」での対応などに活用するため、第4波の新型コロナウイルス感染症患者(約5,000件)を対象に、調査を行う。

- ・調査時期：令和3年12月～令和4年1月
- ・調査方法：郵送またはインターネット

※年度内に調査結果(速報)を公表予定

4 検査体制の確保、積極的検査の実施

(1) 検査体制の確保

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大 1,300 検体の PCR 検査体制を確保。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的に PCR 検査を行える体制を構築。

さらに、日本滞在歴が 5 年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対象に、「外国人検査相談コールセンター」を設置し、症状の相談や無料の PCR 検査の案内を行う。(1 月 24 日～)

(2) 積極的検査の強化

① 高齢・障害者施設への定期的検査

高齢者、障害児・者施設において、新型コロナウイルスの感染者が発生した際の感染拡大・クラスター化を防止するために、これまで直接介護等に従事する職員への定期的検査を実施。

各施設においてワクチン接種を 2 回完了するまでの期間に限って検査を実施していたが、重症化防止・クラスター化防止のため、ワクチン効果の減少を鑑み、定期検査をワクチンの 3 回目接種終了まで再開 (11 月 1 日～)。

- ・検査対象施設数及び検査対象人数：1,606 施設 (約 38,000 人)

- ・検査期間及び頻度：各施設において 3 回目のワクチン接種終了まで検査実施。

当初は月 1 回程度、令和 3 年 6 月から 2 週間に 1 回程度、7 月から 1 週間に 1 回程度に頻回化。

- ・検査実績：522 施設 49,691 件 (1 月 4 日現在)

② 学校園、福祉施設への積極的検査

陽性患者が発生した場合、濃厚接触者の有無に関わらずクラス又はフロアの全員に対して PCR 検査を実施 (令和 3 年 12 月 1 日～)。

③ 飲食店検査の拡大

新型コロナウイルス感染症の感染対策と社会経済活動を両立させる取り組みとして、従来より実施している飲食店検査について、「酒類を提供する飲食店を対象とした PCR 検査」の対象を飲食店全般 (酒類の提供の有無にかかわらず) へ拡大 (11 月 1 日～)。

【検査実績】

- ・飲食店全般：7 店 15 件 (1 月 18 日現在)

- ・酒類を提供する飲食店：23 店 142 件 (令和 3 年 4 月 1 日～10 月 31 日)

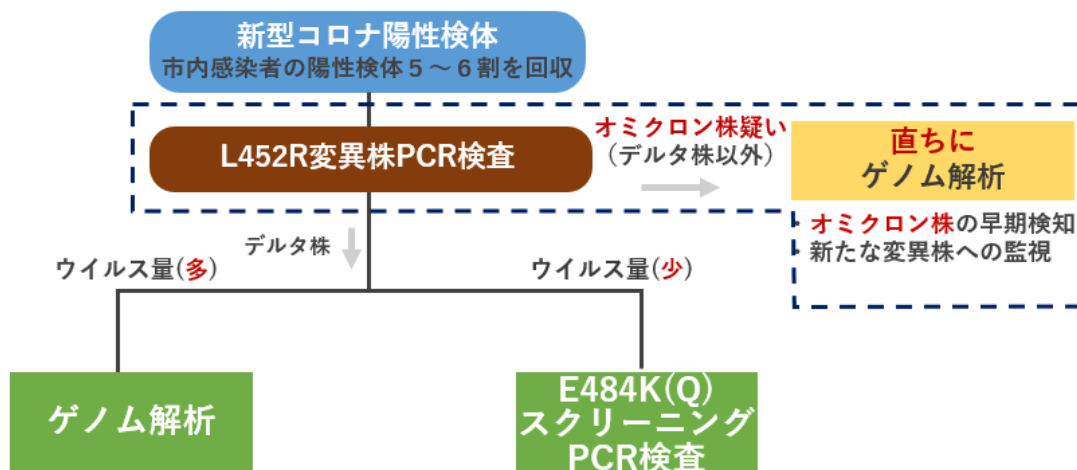
(3) 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、11 月 29 日より国に先駆けオミクロン株に対するゲノムサーベイランス体制を強化しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、オミクロン株および新たな変異株を、早期発見・早期対応できる体制を整備している。

直近の変異株確認状況は、オミクロン株疑いの割合が 97.4%となっており、感染急拡大とともに、ほとんどの市内新規感染者がオミクロン株に置き換わっている。

【神戸市健康科学研究所における変異株監視体制】

11月29日以降 ※国に先駆けて実施



○神戸市内の変異株確認状況

①変異株 PCR 検査の状況

届出日	市内新規陽性患者数	変異株検査数	検査数の割合	オミクロン株疑い数	オミクロン株疑いの割合
11月29日-1月2日	92	50	54.3%	1	2.0%
1月3日-1月9日	282	227	80.5%	201	88.5%
1月10日-1月16日	1,822	541	29.7%	527	97.4%
計	2,196	818		729	

※届出日から陽性検体回収にタイムラグがあるため、発表後も数値が変更されることがあります。特に、直近1週間の届出日分について、次回発表時に数値が変動する可能性があります。

※変異株検査数の割合は新規陽性患者の急増に伴い、特に直近1週間の届出日分については一時的に低下しています。

②ゲノム解析の状況

届出日	ゲノム確定件数	内訳		
		懸念される変異株		その他 (%)
		オミクロン株 (%)	デルタ株 (%)	
11月29日-1月2日	35	1 (2.9%)	34 (97.1%)	0 (0.0%)
1月3日-1月9日	156	145 (92.9%)	11 (7.1%)	0 (0.0%)
1月10日-1月16日	24	23 (95.8%)	1 (4.2%)	0 (0.0%)
計	215	169 (78.6%)	46 (21.4%)	0 (0.0%)

※%は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合があります。

5 保健所の強化

(1) 自宅療養者夜間コールセンターの設置（1月12日～）

急増する自宅療養者に対応するため、保健所・各保健センターでそれぞれ対応している夜間の電話相談を集約し、夜間の電話対応を一元化。

※開設基準：新規感染者数が30人/日が3日続く、または200人/週を超える場合

(2) 保健師遅出勤務の導入（1月12日～）

遅出勤務の導入により、担当時間帯以外は休むことができるよう保健師の勤務体制を整備。

		勤務時間	遅出勤務
変更前		8:45～17:30 (休憩時間 12:00～13:00)	無
変更後	感染拡大期 (全市の新規感染者数が30人/日以上が3日続いた場合又は200人/週を超えた場合)	8:45～17:30 (休憩時間 12:00～13:00)	12:15～21:00 (休憩時間 17:00～18:00)
	小康期 (感染拡大期の基準を下回る場合)	8:45～17:30 (休憩時間 12:00～13:00)	10:00～18:45 (休憩時間 12:00～13:00)

(3) 庁内応援体制拡充による体制強化

さらに想定を超える感染者急増に対応するため、

- これまでの応援体制に加えて、健康局の通常業務を休止し、本庁保健所へ約30名の局内応援体制を新たに構築。
- また、各区保健センターでは、自宅療養者へのファーストコンタクト等を実施するため、11月1日より55名増員したことに加え、さらに、以下の人員体制を強化。
 - 事務職：応援職員の配置（各区の状況により柔軟に対応）
 - 看護職：派遣職員の増員（各区2～3名）
- 新規感染者の状況を見ながらさらに増強を想定。

(4) 積極的疫学調査の重点化（1月17日～）

新規感染者が急増する中、自宅療養者の健康管理を重点的に行うため、以下の範囲で積極的疫学調査を行う。

患者調査：電話

濃厚接触者対応：同居者のみ

職場調査（クラスター発生時）：入所施設のみ

6 ワクチン追加接種の促進

令和4年1月17日時点で接種対象人口の84%の方が2回接種を終えており、令和3年12月1日から、さらなる感染拡大防止及び重症化予防のため、18歳以上の2回目接種完了者に対して追加接種（3回目接種）を開始。

当初、原則2回目接種後8カ月経過後に接種を実施することとされていたが、令和4年1月13日の国通知があり、2回目接種後の接種間隔について、一般高齢者（高齢者施設等の入所者等を除く）は6か月以上経過した後に、その他の方（18歳以上64歳以下の方）は7か月以上を経過した後に、それぞれ追加接種を実施するよう努めることとされた。更に、これらの追加接種は、3月を待たずに実施することを検討することとされている。

神戸市では、上記接種の対象となる全ての方について、できるだけ早く接種を受けていただけるよう接種券を前倒して発送するとともに、速やかに接種を受けていただけるよう体制を充実する。

（1）接種券の発送

医療従事者：2回目接種後6カ月経過後に発送（令和3年11月22日から）

高齢者：2回目接種後7カ月経過後に発送（令和4年1月17日から）

2回目接種後6カ月経過後に発送（令和4年2月21日から）

その他一般：2回目接種後8カ月経過後に発送（令和4年2月7日から）

2回目接種後7カ月経過後に発送（令和4年2月21日から）

（2）接種体制（1日最大2万回可能な接種体制）

①個別接種医療機関（市内814か所）

区	医療機関数	区	医療機関数
東灘区	132(87)	長田区	45(33)
灘区	92(49)	須磨区	77(43)
中央区	121(66)	垂水区	96(51)
兵庫区	55(27)	西区	107(59)
北区	89(49)	合計	814(464)

※ 個別接種医療機関で使用するワクチン（2月～4月）は、全てファイザー社製ワクチンを使用。

②集団接種会場（18か所）・大規模接種会場（2か所 合計1日5,000回）

区	会場名	ワクチン (2月~3月)	備考
東灘区	○東神戸センタービル WEST 棟	モデルナ	
	神戸ファッションプラザ	モデルナ	
灘区	○BB プラザ神戸	モデルナ	3月25日(金)まで
	灘区文化センター	モデルナ	3月8日(火)から

区	会場名	ワクチン (2月~3月)	備考
中央区	○センタープラザ	モデルナ	
	★IHD センタービル	モデルナ	3月4日(金)まで
	市役所1号館24階	ファイザー	1月29日(土)から
	★神戸ハーバーランドセンタービル(大規模接種会場)	モデルナ	
	神戸学院大学ポートアイランド第2キャンパス	モデルナ	3月11日(金)まで
	アリストンホテル神戸	モデルナ	3月17日(木)から
兵庫区	○兵庫区役所2階	モデルナ	
	ノエビアスタジアム神戸(大規模接種会場)	モデルナ	1月29日(土)から
	イオンモール神戸南店	モデルナ	
北区	○すずらんホール	モデルナ	
	○エコール・リラショッピングセンター本館	モデルナ	
長田区	○長田区文化センター	モデルナ	
須磨区	○須磨区役所	モデルナ	
	須磨パティオ健康館	モデルナ	
垂水区	○垂水区文化センター(3階)	モデルナ	4階に移転予定(4月頃)
西区	○西神中央駅ビル2階北側	モデルナ	
	○JA兵庫六甲西神文化センター	モデルナ	
	キャンパススクエア本館	モデルナ	

※ 「★」印は、令和4年3月(予定)まで特別に開設する会場。

※ 「○」印は、「おまかせ予約」を選択した場合に予約される会場。

- ・ 灘区は、3月26日(土)以降の予約は灘区文化センター会場。

※ 集団・大規模接種会場で使用するワクチン(2月~4月)は、市役所1号館24階会場のみファイザー社製ワクチンを使用し、他の会場は全てモデルナ社製ワクチンを使用。(初回接種・追加接種とも。5月以降に使用するワクチンは国の通知後に公表。)

- ・ 追加接種では、初回接種に比べて国から供給されるモデルナ社製ワクチンの割合が増加(初回接種は全供給量の2割相当→追加接種では同4割相当)。
- ・ 追加接種で初回(1・2回目)接種と異なるワクチンを使用しても抗体価の上昇は良好であり、副反応についても差はないとされている。

(3) 今後の接種見込み数

	R4.1月	R4.2月	R4.3月	R4.4月	R4.5月
一般高齢者		約35万人	約2万人	—	—
その他一般の者	—	約13万人	約9万人	約19万人	約18万人

(4) 小児（5歳から11歳）接種について

5歳から11歳の小児に対する接種に使用する新型コロナワクチン（以下、「小児用ワクチン」と言う。）については、令和3年11月10日に薬事申請されており、令和4年1月21日に特例承認された。

国は、「小児用ワクチンは、令和4年2月に輸入される予定のため、接種の開始は3月以降となる見込み」としており、神戸市でも3月からの接種開始に向けて接種体制の構築を進める。

市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症について、全国でオミクロン株への急速な置き換わりが進むとともに、新規感染者が急速に増加しており、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域に1都15県が指定されています。

本市においても、第5波を大きく上回る勢いで感染が拡大しています。感染者の多くが軽症・無症状者である一方で、中等症・重症者の割合が低くとも患者数が増加することで、医療提供体制等がひっ迫する恐れが懸念されます。

引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要があります。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として1月21日から当面の間、以下の措置を講ずることとします。

一、第6波の感染者急拡大に対応するため、国の病床確保方針を踏まえ、兵庫県と連携し、コロナ受入病床の確保を図ります。

一、早期対応による重症化防止の強化のため、自宅療養者への対応強化、宿泊療養施設の入所受入れの拡大を図ります。

一、ワクチン追加接種について、スケジュールを前倒しするなど、全力で推進します。

一、感染力の強いオミクロン株による感染拡大を防ぐため、引き続き基本的感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクの高い行動を控えていただきますよう、お願いします。

一、国及び県の方針に基づき、在宅勤務（テレワーク）活用や時差出勤等柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の準備及び計画に基づく取組みをお願いします。

一、長引くコロナ禍により、影響が生じている市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めています。

一、市有施設における催物及び市主催のイベント等について、国及び県の定める方針を踏まえながら制限を行うとともに、主催者に対しても同様の対応を呼びかけます。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

市民・事業者のみなさまにおかれましては、これ以上の感染拡大を阻止し、医療ひっ迫を防ぐためにも、感染リスクの高い行動を控えるとともに、基本的感染防止対策の取組みを継続いただきますよう、ご協力願います。

令和4年1月21日

神戸市長 久元 喜造

令和4年1月21日決定

新型コロナウイルス感染症について、全国でオミクロン株への急速な置き換わりが進むとともに、新規感染者が急速に増加しており、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域に1都15県が指定されている。

本市においても、第5波を大きく上回る勢いで感染が拡大している。感染者の多くが軽症・無症状者である一方で、中等症・重症者の割合が低くとも患者数が増加することで、医療提供体制等がひっ迫する恐れが懸念される。

引き続き、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要がある。

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として1月21日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。

1. 医療提供体制の確保

1月20日現在で病床使用率は61%、うち重症者用病床使用率は23%（コロナ受入病床：337床（うち重症病床47床）、自宅療養者数は1632人、療養先調整中は1594人となっている。

今後の感染拡大に備えて、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

（1）病床の確保

- ・国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
- ・感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。

（最大411床（うち重症病床53床）を確保）

（2）早期対応による重症化防止の強化

① 自宅療養者への早期対応体制の強化

- ・外来受入医療機関の拡充（15→20医療機関）。

② 宿泊療養施設の強化

○入所受入れの拡大

- ・感染拡大に伴い、1月21日より更なる宿泊療養施設の運用を開始（6施設目）。

○酸素投与設備の設置（設置済）

- ・入所者の入院調整中に酸素投与が必要となった場合に備えて、大きな流量の酸素供給設備を3施設で55名分設置。

また、新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさなどの一部の症状がみられる場合があることから、後遺症対策として、①後遺症相談ダイヤルの開設（11月1日～）や②後遺症の実態調査（12月～1月）を行っている。

2. 検査体制の確保、積極的検査の実施

市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保している。

また、医療機関、福祉施設並びに学校園等においては、感染拡大防止の観点から、国の定める基準以上に積極的にPCR検査を行える体制を構築している。

さらに、日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対象に、「外国人検査相談コールセンター」を設置し、症状の相談や無料のPCR検査の案内を行う（1月24日より開始）。

【積極的検査の実施について】

- ①特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（2020年11月25日～）。

更に、プール検査の活用により、感染拡大・クラスター防止対策を強化（2021年4月1日～ワクチン2回接種まで）。検査頻度を2週間に1回から1週間に1回に変更し定期検査を強化（7月26日～）。

3回目のワクチン接種終了まで検査を再開（2021年11月1日～）。

- ②学校園、福祉施設において、陽性患者が発生した場合、濃厚接触者の有無に関わらずクラス又はフロアの全員に対してPCR検査を実施（2020年12月1日～）。

- ③地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、「酒類を提供する飲食店を対象としたPCR検査」について、飲食店全般（酒類の提供の有無にかかわらず）へ対象を拡大（2021年11月1日～）。

3. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、11月29日より国に先駆けオミクロン株に対するゲノムサーベイランス体制を強化しており、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、オミクロン株および新たな変異株を、早期発見・早期対応できる体制を整備している。

4. 保健所の強化

- ・ 自宅療養者夜間コールセンターの設置による、夜間電話対応の一元化。
(感染拡大時：1月12日より開始)
- ・ 保健師の遅出勤務導入により、勤務体制を整備。
(感染拡大時：1月12日より開始)
- ・ さらに想定を超える感染者数に対応するため、事務職員の兼務応援などにより体制を強化。
- ・ 積極的疫学調査の重点化
新規感染者急増に伴い、自宅療養者の健康管理を重点的に行うため、以下の範囲で積極的疫学調査を行う(1月17日～)。
 - ・ 患者調査：電話 ※必要に応じて訪問
 - ・ 濃厚接触者対応：同居者のみ
 - ・ 職場調査(クラスター対応)：入所施設のみ

5. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院者を減少させ医療提供体制を守るための切り札である。

令和4年1月17日時点で接種対象人口の84%の方が2回接種を終えており、令和3年12月からは、さらなる感染拡大防止及び重症化予防のため、18歳以上の2回目接種完了者に対して追加接種(3回目接種)を開始している。

追加接種についてもできるだけ早く円滑に接種を受けていただけるよう、国の方針に基づき接種券を前倒しして発送するとともに、速やかに接種を受けていただけるよう体制を充実する。

6. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ①国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、**事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取組みを行うこと。**
- ②市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。
- ③3つの「密」(密閉、密集、密接)が発生する場所を徹底して避けること。
- ④業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策(換気、人数制限など)がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。
- ⑥新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理

解してもらう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動を控えるよう、市民・事業者に呼びかけていくこと。

【最重点感染防止対策の推進】

(1) 新型コロナワクチン接種

新型コロナワクチンの接種は、追加（3回目）接種をした場合の方が接種しない場合よりも新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないことが報告されている。

このようなワクチン接種の効果を踏まえ、接種を希望する場合には出来るだけ早く接種を受けていただくよう市民に要請していく。

(2) 「マスク」と「距離」

医療のひっ迫を防ぐためには、引き続き、市民一人ひとりの自覚、感染防止対策の徹底が必要。

○感染者の8割の方が「マスク」と「距離」が徹底できず、

- ・同僚とのランチ
- ・休憩室、更衣室での会話
- ・喫煙所での会話
- ・路上での飲食

などが原因で感染している。

○特に、市民への最重点感染防止対策として、「マスク」と「距離」を強く要請。

- ・マスクを外して会話をしない。
- ・マスクを外すときは、
1メートル以上距離をとる。
大声を出さない。

7. 市立学校園

感染防止対策のさらなる徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機や PCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

9. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。**特に若者による感染拡大が続いていることに鑑み、それらとのかかわりのある従事者において感染防止策をこれまで以上に徹底すること。**

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保すること。
- ③面会については原則としてオンライン面会等を活用し、直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④利用者の不要不急の外泊、外出を自粛すること。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、引き続き実施し、感染拡大・クラスター防止対策を継続する。

10. 経済対策について

長引くコロナ禍により、市内の幅広い事業者の経営環境に影響が生じている。

このような市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、**市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、本市として実施すべき経済対策についての検討を進める。**

11. 市有施設等の対応

11月26日以降、多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、兵庫県・国の方針に基づき対応する。

12. イベント等

11月26日以降、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

①人数上限

・5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

②収容率

・大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、収容定員の100%以内

・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認等を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%（「大声なし」が前提）とする。

13. 全庁を挙げた体制整備

あらかじめ業務の優先順位を付け、緊急性の低いものについては当面の間実施を見合わせるなど、新型コロナウイルス感染症対策への応援体制確保を最優先に、引き続き全庁を挙げ、万全の体制を確保するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないように、必要な業務体制を構築する。

また、引き続き在宅勤務やフレックスタイム制等を積極的に活用し、接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

14. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。